

出産費（家族出産費）の変更について

組合員または被扶養者が産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合には、産科医療補償制度の掛金を加算した額が出産費（家族出産費）として支給されています。

平成27年1月1日以降、産科医療補償制度の掛金が16,000円となり、出産費（家族出産費）が引き上げられ404,000円となりました。

1. 平成26年12月31日までに出産された場合

出産費 39万円 + 産科医療補償制度 3万円 = 42万円

2. 平成27年1月1日以降に産された場合

出産費 40万4千円 + 産科医療補償制度 1万6千円 = 42万円

※給付額及び手続きについては従来どおりとなり、変更ありません。